

株式会社日本政策金融公庫 御中
(国民生活事業)

ご署名またはゴム印(社判)を押印ください。

記入例

住 所
商号又は名称
代表者名

海外展開事業計画書

(新展開関連/EPA・FTA関連/新規輸出1万者支援プログラム関連)

1. 海外展開事業の概要

進出国(都市)	カナダ
計画概要・進出する背景	TPP11 対象国であるカナダにおける市場開拓を目的に、当該国向けの輸出を新たに開始するもの。日本酒商談会を機に現地バイヤーとの商談がまとまったことから、仕入資金が必要となったもの。

今回進出国へ新たに進出する目的など、計画の内容を具体的に記載してください。

2. 売上目標

計画に係る指標	計画期間(注)終了後の売上予測	(単位:千円)
売上高	60,000	
	(令和7年3月期 ~ 令和9年3月期)	

(注) 計画期間は3年間を目安としてください。

3. 資金使途(今回の資金使途にかかる内容をすべて記入してください。)

(単位:千円)

資金使途	金額
仕入れ資金	5,000
英語版商品パンフレットの作成資金	1,000

内容を確認のうえ、☑をしてください。

4. その他

下記記載事項を確認し、理解しました。

本計画書に基づき、公庫から海外展開・事業再編資金(企業活力強化貸付)にかかる次の利率低減措置を受けた場合は、該当する遵守事項を遵守します。

- 新展開関連(海外生産委託または海外販売強化を新たに行う(海外展開後5年以内の場合を含む。)場合)を適用する方 ... 遵守事項(1)および(2)
- EPA・FTA関連(日本と経済連携協定(EPA)または自由貿易協定(FTA)を発効または署名している国において海外展開事業を行う場合)を適用する方 ... 遵守事項(3)
- 新規輸出1万者支援プログラム関連(「新展開関連」および「EPA・FTA関連」に該当する場合であって、「新規輸出1万者支援プログラム」の登録者であるとき)を適用する方 ... 遵守事項(1)、(2)および(3)

【遵守事項】

- (1) 海外展開事業を開始してから5年以内であり、項番3に記載した資金を使用すること。
- (2) 融資日からおおむね1年経過後に、公庫に提出した事業計画書の進捗状況を報告し、また、調査に必要な便益を提供すること。
- (3) 項番1に記載された国における海外展開事業において項番3に記載した資金を使用すること。